

令和6年度物価高騰重点支援給付金

# こども加算(児童等1人あたり2万円)のご案内

- 令和6年度物価高騰重点支援給付金(こども加算)は、令和6年度住民税非課税世帯で児童等がいる世帯を支援する加算の給付金です。
- 対象世帯は、**令和6年12月13日時点で嘉手納町に住民登録のある世帯**で、支給要件に当てはまる方は以下の世帯です。

## 給付金の支給額

児童等1人あたり**2万円**

## 給付金の支給時期

- 【1】は5月8日以降順次支給。
- 【2】は嘉手納町が確認書(または申請書)を受理した日から**1か月後**が目安です。

## 給付対象と申請の有無

### (1)給付対象となる世帯

令和6年度物価高騰重点支援給付金(3万円)の対象世帯【非課税世帯】  
**※世帯全員が課税者に扶養されている場合は対象外**

### (2)対象児童等

「(1)給付対象となる世帯」と**令和6年12月13日**において同一世帯となっている**18歳以下**(平成18年4月2日以降生まれ)の児童等

例外として認められる児童等(申請が必要です)

ア.令和6年12月13日以降に出生した乳児

イ.対象世帯とは別世帯だが、扶養している児童等

※施設入所児童等は対象外。他市町村で、同様の給付金を受給した場合も対象外。

【1】 令和5年度または令和6年度  
**低所得世帯支援給付金**  
を嘉手納町で受給した世帯

【2】 【1】 以外の世帯  
(例外として認められる児童を含む)

### 申請が不要です

4月下旬頃振込日に関するお知らせを送付します。

**※振込口座を変更したい方は、  
手続きが必要です。**

詳しくは裏面【1】へ

### 申請が必要です

**申請期間：令和7年6月30日(月)まで**

【申請書のある場所】 **※当日消印有効**

○嘉手納町役場福祉課

○嘉手納町ホームページ

詳しくは裏面【2】へ

支給手続や支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続

## 【1】 令和5年度または令和6年度

**低所得世帯支援給付金**を嘉手納町で受給した世帯

※**令和6年12月13日時点で嘉手納町に住民登録のある世帯**が対象です。

- 同じ口座に振込するため、振込日に関するお知らせを4月下旬以降に順次発送予定です。（振込については5月8日以降順次支給）  
「物価高騰重点支援給付金（こども加算）【1人につき2万円】の支給について(お知らせ)」が届いた世帯は、**申請等の手続は必要ありません。**
- **振込口座を変更又は辞退の希望の方のみ4月23日(水)まで【必着】**に手続が必要ですので、必ず福祉課までご連絡ください。  
(福祉課窓口にて申請書配布又はホームページでもダウンロード可能です)  
※**振込口座の変更を希望した場合、変更書類を受理した日から1か月後**が、振込の目安となります。

## 【2】 【1】 以外の世帯(例外として認められる児童を含む)

**申請期限:令和7年6月30日(月)まで【当日消印有効】**

### I 令和6年度物価高騰対策給付金(3万円)が、あとから対象となった場合

- 令和6年度物価高騰対策給付金(3万円)を申請し、かつオモテ面の「給付対象となる世帯」に該当する場合のみ申請してください。

### II 例外として認められる児童等(ア又はイ)に該当する者がいる場合

ア.令和6年12月13日以降に出生した乳児

イ.対象世帯とは別世帯だが、扶養している児童等

※施設入所児童等は対象外。他市町村で同様の給付金を受給した場合も対象外。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に嘉手納町役場福祉課窓口にて、直接または郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを名乗る不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ



嘉手納町役場 福祉課社会福祉係

**T E L 098-956-1111(内線128)**

受付時間 平日 午前9時～午後5時まで(土、日、祝日除く)